

※使用料を改定する部分は色がついております。

中央公民館

改正後			改正前					
施設名	利用区分	使用料（1時間当たり）	施設名	利用区分	午前	午後	夜間	昼夜1日
中央公民館	音楽室	円 520	中央公民館	音楽室	円 900	円 1,300	円 1,800	円 4,000
	レクリエーション室	590		レクリエーション室	1,000	1,500	2,000	4,500
	創作室	300		創作室	500	700	1,000	2,200
	和室	360		和室	600	900	1,200	2,700
	第1学習室	590		第1学習室	1,000	1,500	2,000	4,500
	第2学習室	520		第2学習室	900	1,300	1,800	4,000
	第3学習室	300		第3学習室	500	700	1,000	2,200
	PC研修室	300		PC研修室	500	700	1,000	2,200
	作陶室	300		作陶室	500	700	1,000	2,200
	陶芸窯	1回につき 1,500		陶芸窯	1回につき 1,500			

<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。 2 利用時間には、当該利用の準備及び後片付けの時間を含む。 3 茶等を使用する場合は、利用者の負担とする。 4 酒食を伴う場合の使用料は、この表に規定する使用料の額に100分の150を乗じて得た額とする。 5 利用者の住所（個人にあってはその住所、法人、団体等にあってはその所在地）が市外の場合の使用料は、この表に規定する使用料の額（第2項又は前項に該当する場合にあっては、第2項又は前項の規定により計算して得た額）に100分の150を乗じて得た額とする。 6 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。 	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 午前とは、午前8時30分から正午までをいう。 2 午後とは、午後1時から午後5時までをいう。 3 夜間とは、午後6時から午後9時30分までをいう。 4 茶等を使用する場合は、利用者の負担とする。 5 酒食を伴う場合は、規定使用料の50パーセント増しとする。
--	--